

社会福祉法人東金市社会福祉協議会
こどもの遊び場管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の各地区（部）が自主管理運営する「こどもの遊び場」を対象にこどもたちの健全育成の一環として設置するこどもの遊び場について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 社会福祉法人東金市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とこどもの遊び場設置地区の区長等（以下「管理責任者」という。）がこどもの遊び場の確保と環境の整備（遊具等の補修（充））を行うことにより、こどもたちが心身ともに健全に育つことを目的として遊具等の整備に要する事業費の一部を予算の範囲内で助成する。

(新設、補修（充）)

第3条 本会は、新設および補修・補充（以下「新設等」という。）を要するこどもの遊び場の管理責任者と協議のうえ、本会の予算の定める範囲内において、当該年度中に新設等の工事を完成させなければならない。

(助成金)

第4条 新設等に伴う助成金は所要額の1／2とし最高限度額を次のとおり定める。

（1）新設の場合は、20万円とする。

（2）補修・補充の場合は、5万円とする。

（3）砂場の砂補充の場合は、3万円とする。

2 緊急を要する場合で、遊具の破損がひどく事故が想定され、かつ早急に処理を要する場合は、会長の判断により、限度額の範囲内で対処する。

(申請手続)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、こどもの遊び場設置（整備）費助成金申請書（様式第1号）により地区社会福祉協議会長を通じて行うものとする。

2 申請するに際し、業者等の見積書等を添付するものとする。

(決定)

第6条 申請された内容について調査および選考を行い、決定後は文書にて通知するものとする。

(報告)

第7条 事業終了後は、こどもの遊び場設置（整備）完了報告書（様式第2号）により施工後の写真を添付し、その終了状況を明らかにして提出するものとする。

2 報告書にあわせて請求書に基づき、すみやかに助成金を交付するものとする。

(廃止届)

第8条 こどもの遊び場を用途廃止する場合は、すみやかにこどもの遊び場廃止届（様式第3号）を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。